

官報

号外 昭和二十六年三月一日

○第十回参議院會議録第十九号

昭和二十六年二月二十八日(水曜日)午前十時四十八分開議

議事日程 第十八号

昭和二十六年二月二十八日

午前十時開議

- 第一 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 日本国憲法第八條の規定による議決案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第三 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 喫煙用具輸出の保護育成に関する請願 (委員長報告)
- 第五 中小企業金融緩和に関する請願 (委員長報告)
- 第六 南阿連邦の日本繊維製品輸入関税引上げ措置撤回に関する請願 (委員長報告)
- 第七 商工組合中央金庫等の資金増強に関する請願 (委員長報告)

第八 輸入促進および円滑化に関する陳情 (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二十六日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案
地方行政委員会に付託
商品券取締法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

水先法の一部を改正する法律案
北海道開発のためとする港灣工事に
関する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案
登録税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
印紙税法の一部を改正する法律案
骨牌税法の一部を改正する法律案
国民金融公庫法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

水路業務法の一部を改正する法律案
同日左の質問主意書を内閣に転送した。

ドレス吉田往復書簡に関する質問主意書(青山正一君提出)
去る二十四日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨
回答した。

土地調整委員 豊島 陸君
会事務局長
資源調査会 安藤 敏一君
事務局長
土地調整委員 我妻 榮君
員会委員長

一昨二十六日内閣総理大臣から、土地調整委員会委員長我妻榮君外二名(前掲議長承認の通り)を第十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨二十七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家行政組織法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
経済調査庁法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

宗教法人法案 文部委員会に付託
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案 法務委員会に付託
同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

法務府設置法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和二十六年度一般会計予算

昭和二十六年度特別会計予算
昭和二十六年度政府関係機関予算
一昨二十六日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨
回答した。

運輸省鉄道監督 石井 昭正君
局固有鉄道部長
運輸省鉄道監督 唐澤 勳君
局固有鉄道部長 中村 豊君
運輸省鉄道監督 佐竹 達二君
自動車局業務部長 海上保安庁海 松平 直一君
事検査部長

同日内閣総理大臣から、運輸省鉄道監督局固有鉄道部長石井昭正君外四名(前掲議長承認の通り)を第十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨二十七日内閣総理大臣に行政管理庁管理部長中川融君を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣から、行政管理庁管理部長中川融君を第十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨二十六日議決した議員鈴木文四郎君に対する弔詞は即日これを贈呈した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。
この際、日程第一、皇室経済法施行

官報号外 昭和二十六年三月一日 参議院會議録第十九号 議長の報告 會議 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案外一件

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

法の一部を改正する法律案、日程第二、日本国憲法第八條の規定による議決案（いづれも内閣提出、衆議院送付）、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により第二十五号に掲載〕

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年二月二十二日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
皇室経済法施行法の一部を改正する法律

皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第七條中「二千八百万円」を「二千九百万円」に改める。
第八條中「六十五万円」を「七十三万円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十五号に掲載〕

日本国憲法第八條の規定による議決案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年二月二十二日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

日本国憲法第八條の規定による議決案
日本国憲法第八條の規定による議決案

議決

天皇及び皇室経済法第四條第一項に規定する皇族は、皇室経済法施行法第五條に規定するものの外、見舞及び奨励のために、昭和二十六年四月から昭和二十七年三月末までの間

において、二百五十万円をこえない範囲内で賜與することができる。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 只今議題になりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、日本国憲法第八條の規定による議決案、この兩案につきまして、内閣委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

兩案共に予備審査と共に委員会を開くことが二回、なおその間に宮内庁當局との懇談会をもいたしまして、兩案いづれも全会一致を以て可決すべきものと議決いたしましたのであります。先ず皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について簡単に申述べます。皇室経済法施行法の一部を改正する法律案は、その第七條の、即ち内廷費の二千八百万円とありますのを二千九百万円と改めること、第八條中に皇族費六十五万円とありますのを、七十三万円と改めることとあります。而してこの改正は昭和二十六年四月一日から施行する。こういうことになつておるのであります。

その皇室の御費用の中で、只今申しました内廷費及び皇族費は、これは皇室経済法の規定に基きまして、法律の定める定額によつて毎年国庫から支出することになつておるのであります。皇室経済法施行法第七條及び第八條、只今読みましたその第八條は、これらの御費用の定額に関する規定でありまして、現行法によりますれば、只今申しましたように、内廷費は二千八百万円、皇族費の年額の基準額が六十五万円ということでありまして、これは昭和二十四年度の当初において決定せられた額であります。内廷費と申しますのは、天皇、皇后、皇太后、皇太子及び内廷にいらせられるその他の皇族の日常の御費用等でありまして、皇族費と申しますのは、その以外の皇族、つまり現在で申しますと、秩父宮、高松宮、三笠宮、この三宮家の御費用でありまして、すべて皇族に對しまして、皇族としての品位を保持するために必要な経費であるのであります。そしてその基準額は既婚の親王に對する支出を基準額としてきめておるのであります。即ち只今申しました六十五万円というのが、その基準額であります。そこで今度の改正案は、内廷費である現在額の二千八百万円を百万

円増加いたしましたして、二千九百万円とすること。又皇族費の年額の基準額である現在額六十五万円を八万円増額いたしましたして、七十三万円といたすということでありまして、これは總額で申しますと、現在額がおよそ三百四十一万円であるのを四十二万円増額いたしましたして、約三百八十三万円といたすというのであります。以上が只今申しました内容の説明であります。然らば何が故にかような増額を必要とするかと申しますれば、これは先に国家公務員の給與改訂が実施せられましたので、皇室費に關しまして、内廷とそれから皇族の御使用しておられる職員について、国家公務員並みの給與改訂をいたすことが必要であるということをお認めたからであります。

委員会におきましては、これらの費用の内容につきまして、慎重に審議をいたしましたのであります。そこで政府の説明によつて明らかになりました点を大要申し上げますと、内廷費及び皇族費は、これまで二回に亘つて増額せられておるのであります。即ち内廷費は昭和二十二年度は八百万円でありましたが、二十三年度には二千万円になりました。二十四年度になつて今日の額、即ち二千八百万円に増額せられて

おるのであります。皇族費につきましても、その年額の基準額が昭和二十二年におきましては二十万円であつた、これが二十三年におきましては三十六万円となり、二十四年度におきまして、現在額の六十五万円に増額せられておるのであります。この増額は、これまでは物価騰貴に伴ひまして、当然必要とせられるところの人員費及び物件費についての引上であつたのであります。ところが今回の改正案におきましては、内廷費及び皇族費の年額、これの引上は人員費及び物件費の両面に亘つての増額ではありませんので、物件費はそのままに置いておきまして、人員費の面だけについての増額であるのであります。即ち国家公務員の給与ベースが改訂せられましたので、これに準じて内廷及び皇族の御使用しておられる職員について、国家公務員並みの給与改訂をいたそうといふのであります。従つて、三陛下及び皇族のかたがらの御自身の日常の御費用の増額というものは含まれていないといふことになるのであります。その理由は、昭和二十四年度以降の物件費の値上げというものは、国の予算の上においても見積られていないからであるといふのであります。さうな次第で

ありまして、従来の改正、即ち増額は、人員費及び物件費両方に亘つての増額であつたのが、今度は人員費のみのものであつて、物件費について言いますれば、またそのままに残つておるといふ形であるのであります。従いまして、政府当局の説明によりまして、三陛下の御日常は極めて質素な御模様であるということに承わつて、深く一同の心持が打たれたのであります。併しこれは陛下御自身の御希望でもあるのであります。決して多額の費用を使われないという御趣意は本當に徹底して伺つたのであります。即ち今日の国民の生活の窮迫している状態に鑑みまして、どこまでも質素に御生活をなさうといふことであるのであります。皇族費にいたしましても、これは申すまでもなく皇族の品位を保持するために支出するもので、そういう建前となつておるのであります。前には全額ではなくて、八五割を限つて計上されるということになつております。この必要経費は実際の日常生活において必要とする経費ではなくて、予算上一定の算定基礎に基いて算出せられてある金額であります。従いまして実際の御費用というものは、この予算上の必要経費を相当上廻つておると

いふ事実が明らかであるのであります。さういふわけでありますから、委員におきましては、いろいろ質疑がありました。その主なものを申し上げます。昭和二十二年において内廷費や皇族費の金額が定められた当時は、内外の諸般の情勢に鑑みまして、最小限度の予算というものを作つて、その作られた予算に賛成をいたしましたのでありますが、今日においては情勢も大分変わつて来ておる、それであるから、日本国の象徴としていらせられる皇室関係に対する費用は、どうしてもそれ相當な尊厳を保つに足るだけの金額であつて欲しいという国民感情であります。その感情を吐露して、政府はどう考へておるかという質問が主なものであります。政府におきましては、内廷費及び皇族費が決定しました昭和二十二年と今日とは全く情勢が変わつて来ておるし、今日から見れば、その額は極めて不合理であるということ認め、殊に講和條約が成立せんとする場合に於いては、なおその金額が足りないといふような事情もよく了解しておるけれども、併し今度は單にこの程度にとどめて置かして、そして昭和二十七年からは、新しい見地から更にこの費用を考へ直そうといふことを申

したのであります。或いは又かような苦しい御生活をなすつていらつしやるならば、定めて皇室には相當な資産を持つていらつしやるであらうといふような質問などもありました。併しこれは御承知の通り、すべて皇室の財産は國に帰属してあるのであります。憲法の規定に書いてある通り、それでただ千五百万円が皇室にとどめ置かれるといふことが認められたのであります。それがだけである、これがいろいろな経理の關係で以て、二千万円ぐらいに近くなつておるといふ工合な答弁であつたのであります。どちらにいたしましても、皇室のこの経済というものは極めて窮乏なものであるといふことが明らかになつておるべきであります。かようにいたしまして、討論に入りましたところが、竹下委員から、昭和二十二年当時の内廷費及び皇族費の金額がきまつたそのときの時勢から申しますれば、皇室に対する外国からの認識も、国民の考へかたからも、遺憾ながら予算が少額であつても、これに賛成せざるを得なかつたのであるが、併し今日には全く世の中が変わつて来たのであつて、田の象徴としての地位を保つに十分な予算を見積ることが正しいと思

ふ、これが眞に國民の持つておる希望であるといふふうに考へる。であるからして、それから又これは日本の國家の体面を保つ上においても極めて重要なことであつて、かような意味において今回は十分ではないといふことを認めながらも、これに賛成する、併し早い機会に適當なる改正をするようにして欲しいといふことを述べて賛成意見を陳述せられたのであります。又梅津委員からも、皇室がこの日本の象徴であるといふことから考へるならば、その皇室のありかた及び今後如何にあるべきかといふことについて十分なる検討を遂げ、さうしてそれにふさわしい費用を計上せらるべきものである。で、今回の改正案においても皇室費の増額はこれは賛成するけれども、併しその根本に遡つてよく考へた増額が必要であるといふ強い意見の陳述があつたのであります。かくのごとくいたしましたので、採決をいたしましたところ、が、全会一致を以てこの改正案は可決すべきものと議決した次第であります。

次に、日本國憲法第八條の規定による議決案について申し上げます。これは「天皇及び皇室經濟法第四條第一項に規定する皇族は、皇室經濟法施行法第五條に規定するもの外」規定するものと

言いますのは、百二十万円であり、そのほか「見舞及び獎勵のために、昭和二十六年四月から昭和二十七年三月末までの間において、二百五十万円をこえない範囲内で賜與することができるといふ規定であります。憲法第八條におきましては、皇室がほかから、財産を譲り受け、或いは皇室が財産をほかから譲り渡す、又は皇室から賜與する場合においては、国会の議決を要するといふ規定があるのであります。その規定に基づきましてこの案が出たのであります。そして皇室経済法第二條によりますと、天皇その他内廷にいらせられる皇族が、一年内になされるところの賜與又は讓受の財産の価額が百二十万円に達した後は、その後の期間においてなされるものは、すべて国会の議決を要するといふ規定があるのであります。即ち憲法第八條の規定に基づいて、かような規定ができておるのであります。併しながら、これらのかたがたが、特に災害の生じた場合に罹災者に対するお見舞をなさるとか、或いは又各種の御獎勵のためになされる賜與の類というものが、一年に二百五十万円近くになると見込まれておるのであります。災害に対するお見舞のごときは実は初めからは予定することはでき

きませんけれども、實際の必要に臨んで賜與する、それが一々国会の議決を要するといふようなことは、これは到底不可能でありますから、ここに一括して二百五十万円を限度とする議決をして欲しいと、こういうのがこの案の内容であります。それですでにこれは、この経費はどこから支出するかと申しますと、先に申上げました内廷費のうちから支出せられることになつておるのであります。この内閣委員会におきましては、前に申したと同様に、この議決を経べき二百五十万円の内容につきまして、慎重に審議をいたしましたのであります。この二百五十万円の内容につきましての使途につきましては大体二種あります。即ち御獎勵の關係と救恤の關係、この二つであるのであります。この御獎勵と申しますのは、どういふことかと申しますと、大体は社会事業に対する御獎勵である。それから又學術の御獎勵或いは日本古来の特殊の芸術（簡単に願いますと「呼ぶ者あり」）古来の特殊の芸術等と御獎勵であるのであります。それから救恤關係におきましては、風水害、火災或いは鉄道事故とか、たくさんのそういう事故が頻々と起つておりますが、それに対する救恤であるのであり

ます。大体この金額はこれで十分であるかどうかという問題につきましては、昭和二十三年の額におきましては、百八十万円であつたのが、そのときには支出額が八十七万円であつた。獎勵の支出が八十七万円、お見舞が四十万円、合計百二十七万円であつたといふことであります。二十四年度におきましては、議決額が二百五十万円に引上げられたのであります。その額に對しまして、実績は獎勵費が百六十万円、それから救恤が二十一万円、合計百二十七万円であるといふことでもあります。これらの詳細に亘りましては、表をとつて、それについていろいろと十分な審議を遂げましたのであります。すでに前年度におきましても、二百五十万円ということが決定しておるのであります。別にそれと違つた金額であるのではありません。従いまして、委員会におきまして質疑応答がありました。余りにこの賜與の額が、或いは獎勵或いは救恤の金額が少いといふことであつて、それではききめがないではないかといふようなこと、或いはそれならば、むしろその費用は皇室の御経費のほうへ廻してしまつたほうがよくはないかといふような議論等もあつたのであります。併

し皇室としてさうなお見舞をなさること、或いはさういふ御獎勵をなさるといふことは本當に結構なことであるといふことに一致したのであります。それから又日本の古来の特殊の芸術、即ち雅楽であるとか、或いは蹴鞠であるとか、或いは御歌會であるとか、そういうものの費用に供せられる、そういうものの獎勵に供せられるといふことも極めて必要である、こういう結論になつたのでございます。併し一方におきましては、こういうものは國の予算で以て、例えば文部省の予算等にこういうことを十分に計上して、さうしてこれらの古来の日本の芸術を保護すべきであるといふ意見も強く述べられたのであります。政府におきまして、それらの点につきまして、十分な考慮をして研究をして見ようといふことでありました。かような経過を経まして、討論を省略いたしました。採決することにいたしました。その結果全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。

これを以て報告を終わります。（拍手）
 ○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕
 ○議長（佐藤尚武君） 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君） 日程第三、水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により第二十五号に掲載〕

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年二月二十二日
 衆議院議長 幣原喜重郎
 参議院議長 佐藤尚武君

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
 水産業協同組合法の一部を改正する法律
 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「前項第一号、第三号及び第四号の組合」を「前項各号の組合」に改める。

第五十七條の次に次の一條を加える。

(財務基準)

第五十七條の二 前三條に定めるものの外、出資組合が、その組合員との間の財務關係を明らかにし、組合員の利益を保全することができると認めらるるに、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない自己資本の額、余裕金の運用及び信用事業の運営に関する基準は、政令でこれを定める。

第八十二條第三項中「従事する組合員」を「常時従事する組合員」に改める。

第二百二十三條に次の一項を加える。

3 行政庁は、出資組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。

第二百二十四條第一項中「行政庁は、」の下に「第二百二十二條の規定による報告を徴した場合又は」を加える。

第二百二十九條第一項中「千円」を「一万元」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(木下辰雄君登壇、拍手)

○木下辰雄君 只今議題となりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

先ず、法案の内容を簡単に申し上げます。改正の内容は極めて簡単でありまして、その第一は、協同組合が守らねばならぬ財務基準、即ち自己資本の額とか、余裕金の運用とか、或いは信用事業の運営などに関する基準を定める政令の根拠規定を設けることでありまして、その第二は、政府が指導的立場から、政令で定めた財務基準の運営状態などを毎年一回常例として検査をしなければならないということに相成つておるのであります。その理由を申し上げますと、水産業協同組合の設立は一応全国的に及んだのでありまして、その数は四千六百余に達しておりますが、経営規模並びに自己資本等、組合の経済的基礎が極めて貧弱でありま

して、全組合の四二・五％は百人未満の組合であります。又その資本金につきましても、全組合の五六・一％は十万元以下の組合であります。このような状況にありまことは、いろいろの事情によることではありまするが、これを育成強化するためには、組合経営の基礎的な財務關係から如何にすべきを示さなければなりません。即ち組合の必要であると思われるのであります。なお更に新協同組合の大部分は設立されて以来、旧水産団体の資産、負債並びに事業を引継いでおるのでありまして、経済的変動期に当りまして、経営極めて困難なものがあるのであります。この事情は農業協同組合においてもほぼ同様であります。然るに農業協同組合におきましては、すでに法律を改正し、財務基準を制定して、出資の基準、出資増加の年次目標を定め、又預金者の保護、信用事業の經理等についても詳細な基準が定められておるのであります。水産業協同組合におきましても、これと同様にいたしたいというものが改正案の眼目であります。次に、只今申上げましたように、組合に財務基準を制定いたしましたも、組合の財務が適正に実施されているかどうかを、行政庁が指導的な検査をいたすことが組合の育成強化の上に必要でありますから、毎年一回常例的に組合の健康診断をする義務を行政庁に課することに相成るのであります。これが政府提案の理由の概要であります。

委員会におきましては、この改正案は極めて簡単なものであるが、内容は重要な事項である。現下の漁村は疲弊困難に陥つて居る。この際に政令を以て出資の増加を命ずるようなことは穩当でないといふので、委員と政府当局との間に質問応答を繰返しましたが、政府の答弁の概要は大体次の通りであります。即ち財務処理基準の大要は、第一は、自己資本は固定資産の価格と系統機關への拂込済出資金の合計額以上でなければならない。第二は、信用事業とその他の事業とは區別して經理しなければならない。第三は、信用事業を行ふ組合はその貯金を定期的貯金の百分の六十以上を一年以上の期間で運用してはならない。第四は、貯金の拂戻準備として要求拂貯金の百分の二十に相当する額、右以外の貯金の百分の十以上を系統機關又は銀行、郵便局に預け入れなければならない。第五は、余裕金の運用は系統機關、銀行又は郵便局への貯金又は国債、地方債、金融

債の取得に限定する。なお現下漁村の窮状に鑑み、自己資本の基準は昭和二十七年三月に百分の六十に達せしめ、五年後に規定の額に達するよう漸進的に法の運用をなすつもりであるという答弁であります。その他の質疑応答は速記録によつて御了承をお願いいたします。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りまして、その希望条件の第一は、第五十七條の二の規定に基く政令の作成実施に當つては、経済界の現況なり、現下漁村の金詰り等を十分考慮して慎重を期する要がある。第二は、第二百二十三條第三項に、行政庁は、出資組合の業務又は会計状況につき、毎年一回、常例として帳簿検査その他の検査をしなければならないことになつておるが、これは単に消極的な検査では効果がなないので、中央及び地方に検査員の充実を図ると共に、組合に自治検査をな

さしむるために自治検査指導費を設けて、常に經理の自治検査を指導し、以て經理の合理化と運営の刷新を図ることが必要である。よつて政府はこれに対する予算措置を十分に講ずる要がある。この二つの希望事項に対し、他の

委員も同意の上本案に賛成せられました。討論を終り、採決の結果、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第四より第七までの請願及び日程第八の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。まず委員長長の報告を求めます。通商産業委員長深川榮左エ門君。

〔審査報告書は都合により第二十五号に掲載〕

〔深川榮左エ門君登壇、拍手〕

○深川榮左エ門君 只今議題となりました請願四件及び陳情一件について、通商産業委員会における審議の結果を御報告申し上げます。

請願第九十一号、南阿連邦の日本

織維製品輸入関税引上げ措置撤回に關する請願は、昨年八月下旬より、南阿連邦が我が国織維製品の同国向け輸出品に對して最高税率及び特別関税を適用することとし、その輸入関税を、毛製品については一〇%から五〇%に、又縮製品については一五%より五〇%とそれより大幅な引上げをいたしました。このことは我が国織維製品輸出の振興にとり極めて重大な問題でありますから、それを撤回せしめるよう、官民一体の強力な調査団を現地に派遣する等、積極的な対策を講ぜられたいとの趣旨であります。

請願第二十九号、中小企業金融難緩和に關する請願、同じく第五百五十七号、商工組合中央金庫等の資金増強に關する請願は、共に中小企業振興に關するものでありまして、現下の深刻な金融難は政府の諸施策にもかかわらず、依然として緩和されていませんので、速かに流通の円滑化を図るべき方途を講ぜられたいとの趣旨であり、特に請願第五百五十七号は、これに關連して商工組合中央金庫及び庶民金融公庫の増資の促進を要望しているものであります。

請願第十号、喫煙用具輸出の保護育成に關する請願は、喫煙用具輸出の保

護育成に關して適切なる措置を講ぜられたいという、第九国会において採択となりましたものと同じ趣旨であります。次に、陳情第四十七号、輸入促進および円滑化に關する陳情は、国際経済情勢の推移に伴う輸入促進の具体策として、特に輸入物資引取用工業手形の再割引を復活すること、及び外貨予算の組みかたを少くとも半カ年間とすること等、必要な対策を講ぜられたいとの趣旨であります。

本委員会におきましては、以上の請願四件及び陳情一件について、政府側関係者の意見を徴しまして、慎重に審議いたしました結果、いずれもその願意をおおむね適當と認め、これを採択し、議院の會議に付し、且つ内閣に送付を要すべきものと決定いたしました次第であります。

以上簡単に御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長の報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、お諮りして決定したいことがございませぬ。運輸委員長から、日本国有鐵道の新機務移行後における経理、資材、業務並びに貨物輸送の実情、港灣法施行後における港灣業務の実情を実地調査するため、神奈川県、静岡県、愛知県及び岐阜県に内村清次君、松浦定義君を三月三日より十五日までのうち七日間、経済安定委員長から、近く提出を予定されている国土調査法案による調査のモデル地域及び公共事業の施行地を現地調査すると共に、最近における中部及び関西財界の実情及び意見を聴取するため、三月一日より七日までのうち、茨城県磯原に兼岩傳一君、伊藤保平君を三日間、茨城県小貝川に與むめお君、永井純一郎君を三日間、大阪府及び兵庫県に中川以良君、山本米治君を四日間、愛知県及び京都府に佐々木良作君、野田卯一君を四日間、の日程を以てそれより派遣したい旨の要求がございました。これら十名の議員

を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議員派遣の件は決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 次にお諮りいたします。過般決定いたしました職業教育、学校給食、朝鮮人教育、教職員及び生徒の結核等の実情を実地調査するための派遣議員中、堀越儀郎君を高良とみ君に変更したい旨、文部委員長から、又、石油、天然ガスの開発、採掘等資源開発の実情を実地調査するための派遣議員中、下條恭兵君を栗山良夫君に変更したい旨、通商産業委員長から要求がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議員派遣変更の件は決定いたしました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午前十一時三十二分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 皇室経済法施行法の

一部を改正する法律案

一、日程第二 日本国憲法第八條の

規定による議決案

一、日程第三 水産業協同組合法の

一部を改正する法律案

一、日程第四乃至第七の請願

一、日程第八の陳情

一、実地調査のため議員派遣の件

一、議員派遣変更の件

出席者左の通り。

議長 佐藤 尙武君
副議長 三木 治朗君

議員
山川 良一君 山本 勇造君
村上 義一君 前田 穰君
堀越 儀郎君 藤野 繁雄君
野田 俊作君 徳川 宗教君
伊達源一郎君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高瀬 莊太郎君
鈴木 直人君 杉山 昌作君
島村 軍次君 高良 とみ君
木下 辰雄君 河井 彌八君
加藤 正人君 岡本 愛祐君
小野 哲君 梅原 眞隆君
楠瀬 常猪君 尾山 三郎君
長島 銀藏君 木村 守江君

宮本 邦彦君 秋山俊一郎君
宮田 重文君 上原 正吉君
草葉 隆圓君 深水 六郎君
加納 金助君 平沼彌太郎君
大矢半次郎君 城 義臣君
植竹 春彦君 黒田 英雄君
岩沢 忠恭君 中山 壽彦君
中川 以良君 赤木 正雄君
松本 昇君 殿瀬興兵衛君
野田 卯一君 大野木秀次郎君
加藤 武徳君 長谷山行毅君
古池 信三君 平井 太郎君
白波瀬米吉君 山縣 勝見君
安井 謙君 山本 米治君
岡田 信次君 愛知 葵一君
池田宇右衛門君 深川タマエ君
木内キヤウ君 郡 祐一君
川村 松助君 山田 佐一君
西山 龜七君 鈴木 強平君
櫻内 義雄君 西田 隆男君
大屋 晋三君 泉山 三六君
平岡 市三君 左藤 義詮君
林屋龜次郎君 鬼丸 義齊君
青山 正一君 門田 定藏君
藤原 道子君 若木 勝藏君
三橋八次郎君 高田なほ子君
片岡 文重君 小林 孝平君
松浦 清一君 荒木正三郎君
菊川 孝夫君 深川榮左エ門君

三輪 貞治君 成瀬 勝治君
松永 義雄君 小泉 秀吉君
大隈 信幸君 波多野 鼎君
稻垣平太郎君 羽生 三七君
江田 三郎君 大野 幸一君
曾根 益君 岩間 正男君
兼岩 傳一君 梅津 錦一君
岡村文四郎君 森 八三二君
佐多 忠隆君 三浦 辰雄君
松浦 定義君 椿 繁夫君
堀木 鐘三君 内村 清次君
小酒井壽男君 栗山 良夫君
矢嶋 三義君 和田 博雄君
河崎 ナツ君 田方 進君
平林 太一君
政府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
農林政務次官 島村 軍次君
通商産業 政務次官 首藤 新八君

〔第十三号参照〕

審査報告書

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月九日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長 佐藤尙武殿

多数意見者署名

千田 正 秋山俊一郎

櫻内 義雄 入交 太藏

要領書

一、委員会の決定の理由

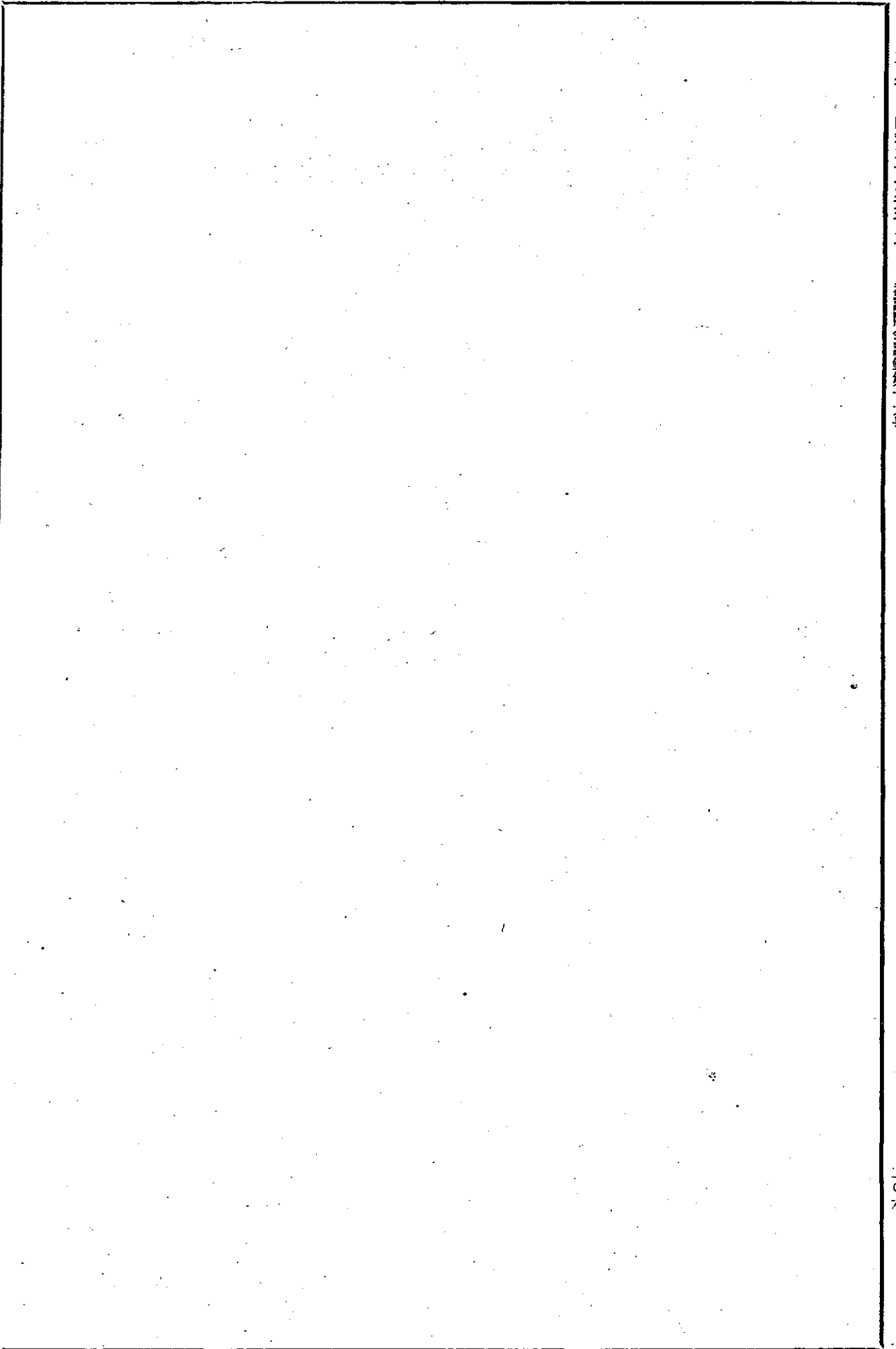
第九回国会において水産業協同組合法の一部を改正して水産業協同組合共済会を設けたのであるが、同会の運営の円滑を図るため、同会の理事選任の制限を緩和し、且つ、同会が農林中央金庫の出資者たり得る地位を認めるべく、併せて農林中央金庫法の一部を改正するものであつて適切な措置であると認める。

二、事件の利害得失

本法の実施により今後水産業協同組合共済会の運営が円滑になり、水産業協同組合の発展及び安定に寄與する利益がある。

三、費用

本法施行にあつて、別に費用を要しない。



定價 一部 六円五十銭
送料実費

発行所

東京都新宿区市谷本村町
印刷 庁
電話九段 五三一
振替東京 九〇〇一 官報課